

⑪ その他

この仕様書に明記なきものについては、法令・社会通念を尊重し、その都度協議決定する。

5. 実施要領

① 日常清掃

1. 玄関・ホール・廊下・階段等

- ・ 床面を自在箒で掃く。
- ・ 化学処理モップ（ダスキンのリースキン等）で拭く。
- ・ 汚れの甚だしい床面は洗剤（フォワード液）を用い、モップ又は雑巾で拭き上げる。
- ・ ゴミ箱・灰皿の内容物（ゴミ、吸殻）処理を行う。
- ・ 応接セット・待合椅子等を拭き上げる。
- ・ ドア硝子を拭き上げる。
- ・ 金属部分を乾拭きする。
- ・ マットの清掃をする。

2. 事務室・応接室・会議室等客室

- ・ 床面を自在箒で掃く。
- ・ 化学処理モップ（ダスキンのリースキン等）で拭く。
- ・ 汚れの甚だしい床面は洗剤（フォワード液）を用い、モップ又は雑巾で拭き上げる。
- ・ ゴミ箱・灰皿の内容物（ゴミ、吸殻）処理を行う。
- ・ ドア硝子を拭き上げる。
- ・ 机・テーブル部・イス等を拭き上げる。

3. 便所

- ・ 床を乾拭きし、汚れているときは水拭き、又は洗剤拭きをする。
- ・ 紙くず入れ、汚物入れの内容物を処理する。
- ・ 洗面台・衛生陶器類を洗浄する。
- ・ 鏡を拭き上げる。
- ・ 扉・間仕切りの拭き上げをする。
- ・ 金属部分を乾拭きする。
- ・ トイレットペーパー・石鹼水の補充をする。

4. 湯沸室

- ・ 茶殻・ゴミ箱の内容物を処理する。
- ・ ステンレス流し台を洗浄する。
- ・ 床面を拭き上げる。

② 定期清掃

1. 塩ビシートタイル・クリンカタイル等（床面）

- ・ 別紙作業実施基準表のとおり樹脂ワックス仕上げを行う。

2. 硝子清掃

- ・ 水拭きし硝子スクイジーで仕上げる。
- ・ 汚れが甚だしいときは洗剤を使用する。

③ 特別清掃

1階2台（玄関ホール、資材事務室）、2階16台（コンピュータ室、局長室、ホール、事務室、共済事務室、会議室）3階10台（会議室（大）、会議室（中））

- ・ エアコンフィルターを外し、ほこりを取る。
- ・ 水洗いし、乾燥させて元に戻す。

6. 作業実施基準

別紙作業実施基準表（鳴門市水道会館）参照